

第10回白山地域小学校の在り方検討委員会 事項書

令和8年5月18日（月）

午後7時～

白山市民会館 2階大会議室

1 教育長あいさつ

2 議事

(1) 委員長及び副委員長の選任について

(2) 代表者会議構成員の選任について

(3) 作業班について

(4) 進捗状況及び今後のスケジュールについて

3 その他

白山地域小学校の在り方検討委員会設置要領

令和 6 年 4 月 1 5 日

(設置)

第 1 白山地域における小学校の在り方や具体的な方策等を検討するため、白山地域小学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 白山地域の小学校の在り方に関する事
- (2) 白山地域の小学校の適正規模、適正配置に関する事
- (3) 白山地域の小学校を統合する場合は、統合後の小学校の校名、校歌、校章、校旗、通学方法等の具体的な方策の検討に関する事
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項に関する事

(構成)

第 3 委員会は、委員 30 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 各地区自治会代表者
- (2) 各小中学校及びこども園保護者代表者
- (3) 白山地域小中学校長及びこども園長
- (4) 白山総合支所長
- (5) 教育委員会事務局代表者
- (6) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
（代表者会議等）

第7 委員会が指定した事項について検討を行うため、代表者会議等を開くことができる。

2 代表者会議等に関する事項は、委員長が委員会の意見を聴いて定める。
（意見等）

第8 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第9 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

（委任）

第10 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月15日から施行する。

2 この要領の施行後最初に開かれる会議は、第6第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。

白山地域小学校の在り方検討委員会 代表者会議について

1 設置目的

白山地域小学校の在り方検討委員会設置要領第7に基づき、白山地域における今後の小学校の在り方に関して、検討委員会における協議を円滑に進め、白山地域の子どもたちにとってより良い教育環境となるように、各団体等の代表者による代表者会議を設置し、検討事項の事前協議や課題事項に係る協議・調整を行います。

2 構成員

代表者会議の構成員は、検討委員会の委員長、副委員長、有識者代表者1人、自治会代表者1人、小学校保護者代表者1人、中学校保護者代表者1人、こども園保護者代表者1人、放課後児童クラブ保護者等代表者1人、小中学校・こども園長代表者1人及び教育委員会事務局代表者2人をもって構成します。

3 白山地域小学校の在り方検討委員会代表者会議 体系図

【白山地域小学校の在り方検討委員会】（全体会議）

（内 容）白山地域における今後の在り方等について協議、検討

（構成員）有識者、各地区自治会代表者、各小中学校及びこども園保護者代表者、
各小中学校長及びこども園長 放課後児童クラブ保護者等代表者、
白山総合支所長、教育委員会事務局代表者

【白山地域小学校の在り方検討委員会 代表者会議】

（内 容）白山地域における今後の在り方に関して、検討事項の事前協議や課題事項に係る協議・調整等を行う。

（構成員）委員長、副委員長、有識者代表者1人、自治会代表者1人、
小学校保護者代表者1人、中学校保護者代表者1人、
こども園保護者代表者1人、放課後児童クラブ保護者等代表者1人、
小中学校・こども園長代表者1人、教育委員会事務局代表者2人

白山地域小学校の統合に係る作業班の設置要領

- 1 白山地域小学校の在り方検討委員会設置要領第 2（3）に規定する所掌事項について、新たな白山地域の小学校の開校に向けて、子どもたちの「こんな学校にしたい」という思いを大切に、具体的な事項を協議及び検討するため、作業班を設置する。
- 2 作業班の名称及び主な検討事項は、次のとおりとする。

作業班名	主な検討事項
学校名班	学校名に関すること
校歌班	校歌に関すること
校章・校旗班	校章、校旗に関すること
開校式典班	開校式典等に関すること
通学対策班	スクールバスの運行及び通学路の安全対策に関すること
学校運営班	学校運営に関すること (めざす学校像、めざす児童像、危機管理、学校行事、学校運営協議会、地域学校協働活動等)
教育課程班	教育課程に関すること (教育課程、特別支援教育、情報教育、学校図書館整備等)
生徒指導班	生徒指導に関すること (生活のきまり、制服等)
人権教育班	人権教育に関すること

- 3 各班の委員は、白山地域小学校の在り方検討委員会委員及び教職員とする。
- 4 各班に班長を置き、小学校長を班長とする。
- 5 各班の会議は、班長が招集し、班長が議長となる。ただし、設置後最初の会議はこの限りではない。
- 6 各班の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 7 各班毎に主な検討事項に係る調査、検討を行い、その内容を、班長が白山地域小学校の在り方検討委員会に提案又は報告をする。
- 8 学校名班、校歌班、校章・校旗班、開校式典班及び通学対策班の会議には、各班の委員以外に小中学校・こども園から各 1 人ずつ保護者がオブザーバーとして参加することができる。なお、オブザーバーについては、各班の最終判断には加わることができない。
- 9 学校運営班、教育課程班、生徒指導班及び人権教育班については、学校が主体となって進め、各学校運営協議会より選出した 2 人の代表と必要に応じて調整会議を行う。
- 10 全体の進捗管理は教育委員会事務局学校教育部学校教育課が行う。
- 11 各班の会議において、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 12 各班の設置期間は、班を立ち上げた日から、主な検討事項が完了するまでとする。
- 13 上記に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附則

この要領は、令和 8 年 1 月 26 日から施行する。

作業班名	主な検討事項	検討委員会委員	検討委員会委員 以外	教育委員会 担当課
①学校名班	学校名に関すること	◎学校長(小学校)1人 自治会長1人 保護者(小学校)1人 保護者(中学校)1人 有識者・放課後1人	教職員(小学校)2人	学校教育課 教育研究支援課
②校歌班	校歌に関すること	◎学校長(小学校)1人 自治会長2人 保護者(小学校)1人 有識者・放課後1人	教職員(小学校)2人 教職員(中学校)1人	
③校章・校旗班	校章、校旗に関すること	◎学校長(小学校)1人 学校長(中学校)1人 自治会長1人 保護者(小学校)1人 有識者・放課後2人	教職員(小学校)2人 教職員(中学校)1人	
④開校式典班	開校式典等に関すること	◎学校長(小学校)1人 自治会長1人 保護者(小学校)1人 有識者・放課後1人	教職員(小学校)2人	教育総務課 白山教育事務所 学校教育課
⑤通学対策班	スクールバスの運行及び通学路の安全対策に関すること	◎学校長(小学校)1人 園長(こども園)1人 自治会長1人 保護者(小学校)1人 保護者(こども園)1人 有識者・放課後1人	教頭(小学校)5人	白山教育事務所 学校教育課 教育総務課 教育施設課
⑥学校運営班	学校運営に関すること (めざす学校像、めざす児童像、 危機管理、学校行事、学校運営協議会、 地域学校協働活動等)	学校長(小学校)1人	教職員(小学校)	教育研究支援課
⑦教育課程班	教育課程に関すること (教育課程、特別支援教育、 情報教育、学校図書館整備等)	学校長(小学校)1人		
⑧生徒指導班	生徒指導に関すること (生活のきまり、制服等)	学校長(小学校)1人		
⑨人権教育班	人権教育に関すること	学校長(小学校)1人		人権教育課

※地域との連携(学校跡地利活用、地域行事等)、放課後児童クラブ、閉校式典等、学校施設整備等、学校保健、学校給食、学校事務及びPTA組織に関することについては、作業班とは別途検討を行う。

白山地域小学校の統合にかかる体制図

代表者会議



白山地域小学校の在り方検討委員会



①学校名班
学校名に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 自治会長 1人 保護者（小学校） 1人 保護者（中学校） 1人 有識者・放課後 1人
教職員（小学校） 2人
事務局：◎学校教育課 ○教育研究支援課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

②校歌班
校歌に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 自治会長 2人 保護者（小学校） 1人 有識者・放課後 1人
教職員（小学校） 2人 教職員（中学校） 1人
事務局：◎学校教育課 ○教育研究支援課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

③校章・校旗班
校章・校旗に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 学校長（中学校） 1人 自治会長 1人 保護者（小学校） 1人 有識者・放課後 2人
教職員（小学校） 2人 教職員（中学校） 1人
事務局：◎学校教育課 ○教育研究支援課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

④開校式典班
開校式典等に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 自治会長 1人 保護者（小学校） 1人 有識者・放課後 1人
教職員（小学校） 2人
事務局：◎教育総務課 ○白山教育事務所 学校教育課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

⑤通学対策班
スクールバスの運行・通学路の安全対策に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 園長（こども園） 1人 自治会長 1人 保護者（小学校） 1人 保護者（こども園） 1人 有識者・放課後 1人
教頭（小学校） 5人
事務局：◎白山教育事務所 ○学校教育課 教育総務課 教育施設課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

各学校運営協議会より2人の代表を選出



※各班に関する内容について、必要に応じて調整会議を行う。

⑥学校運営班	⑦教育課程班	⑧生徒指導班	⑨人権教育班
学校運営に関すること	教育課程に関すること	生徒指導に関すること	人権教育に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）	◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）	◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）	◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）
事務局：◎教育研究支援課	事務局：◎教育研究支援課	事務局：◎教育研究支援課	事務局：◎人権教育課

地域との連携（学校跡地利用、地域行事等）に関すること ・各自治会代表 ・白山総合支所 ・教育委員会	放課後児童クラブに関すること ・各放課後児童クラブ代表 ・生涯学習課	開校式典等に関すること	学校施設整備等に関すること
--	---	--------------------	----------------------

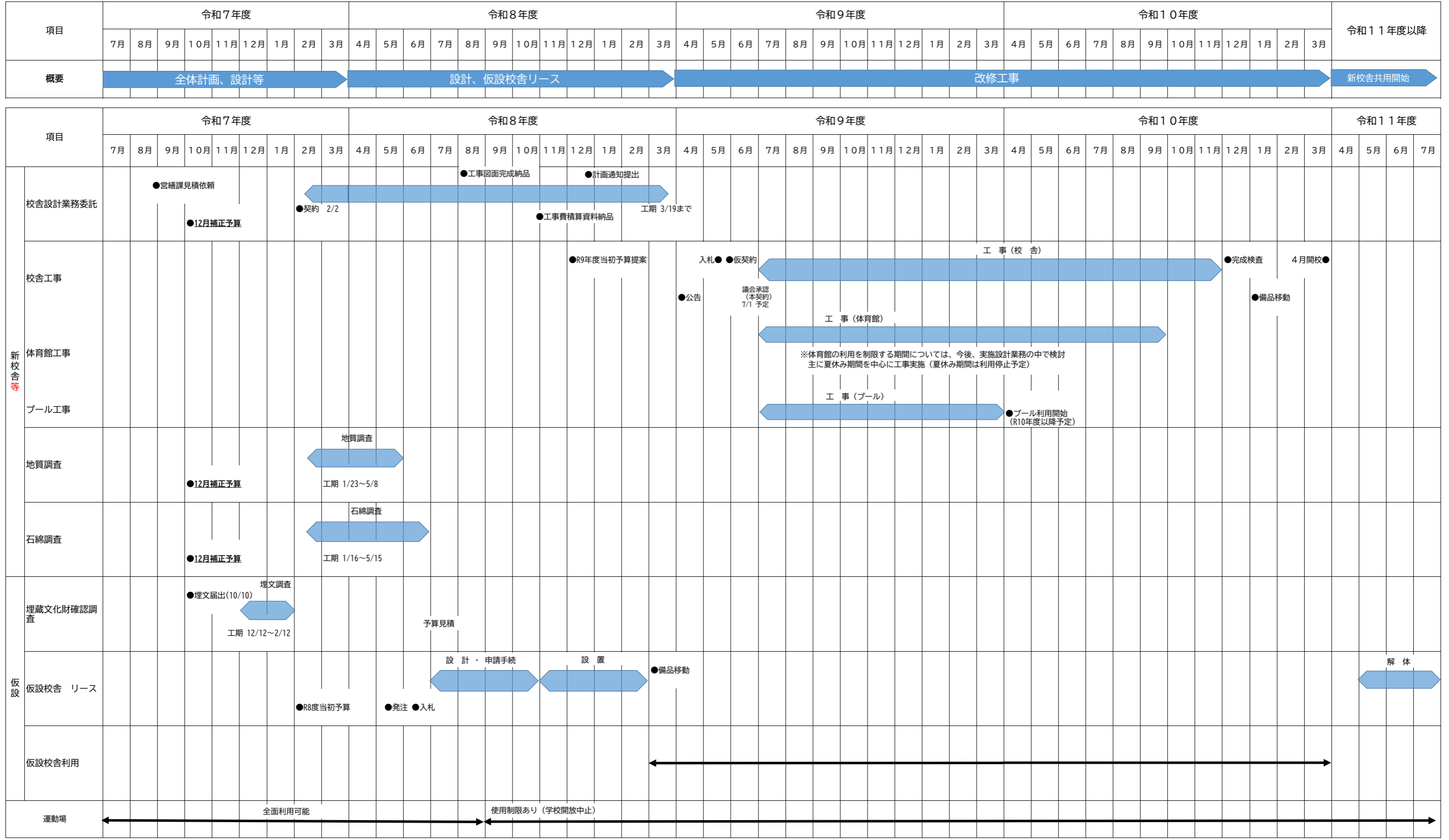
学校保健に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）
事務局：◎教育研究支援課

学校給食に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）
事務局：◎教育総務課 教育研究支援課

学校事務に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）
事務局：◎教育総務課 教育研究支援課

PTA組織に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教頭（小学校） 5人 保護者（小学校） 5人
事務局：◎生涯学習課

◆白山地域小学校大規模改造スケジュール（案）



工事(校舎)

工事(体育館)

※体育館の利用を制限する期間については、今後、実施設計業務の中で検討
主に夏休み期間を中心に工事実施(夏休み期間は利用停止予定)

工事(プール)

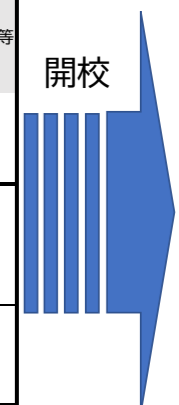
●プール利用開始(R10年度以降予定)

解体

作業班名	主な検討事項	実施主体	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
①学校名班	学校名に関すること	作業班 学校 (学校教育課・教育研究支援課)									学校名検討				学校名決定								学校名変更に係る対応(校名板等)							
②校歌班	校歌に関すること	作業班 学校 (学校教育課・教育研究支援課)									校歌作成について検討				歌詞(フレーズ)募集・選定・調整				校歌確認				校歌完成				校歌練習(学校)			
③校章・校旗班	校章・校旗に関すること	作業班 学校 (学校教育課・教育研究支援課)									校章作成について検討				校章案の募集・選定・調整				校章決定				校旗デザイン等確認				校旗等作成			
④開校式典班	開校式典等に関すること	作業班 学校 (教育総務課・白山教育事務所・学校教育課)									開校式典等の検討												開校式典等の検討・準備				開校式典			
⑤通学対策班	スクールバスの運行及び通学路の安全対策に関すること	作業班 (白山教育事務所、学校教育課、教育総務課、教育施設課)									通学方法・バスルート・台数				バス台数決定				詳細なバスルート・時間等設定				バス停等設置業務				スクールバス購入等			
⑥学校運営班	学校運営に関すること (めざす学校像、めざす児童像、危機管理、学校行事、学校運営協議会、地域学校協働活動等)	学校 (教育研究支援課)																												
⑦教育課程班	教育課程に関すること (教育課程、特別支援教育、情報教育、学校図書館整備等)																													
⑧生徒指導班	生徒指導に関すること (生活のきまり、制服等)																													
⑨人権教育班	人権教育に関すること		学校 (人権教育課)																											

項目	主な検討事項	実施主体	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
地域との連携	学校跡地地活用 地域行事等	地域 白山総合支所 教育委員会									学校跡地地活用に関する会議体等で協議・検討				●方向性決定				地域行事について協議								廃校手続き			
放課後児童クラブ	方針決定 施設工事	放課後児童クラブ 生涯学習課									統合について方針の決定⇒候補地案等の方針決定				統合後の運営についての協議・検討				予算見積				予算協議				当初予算			
閉校式典等	閉校式典等	学校等									学校を中心とした実行委員会等で閉校式典等の検討・方向性決定								実施設計				予算協議				施設工事			

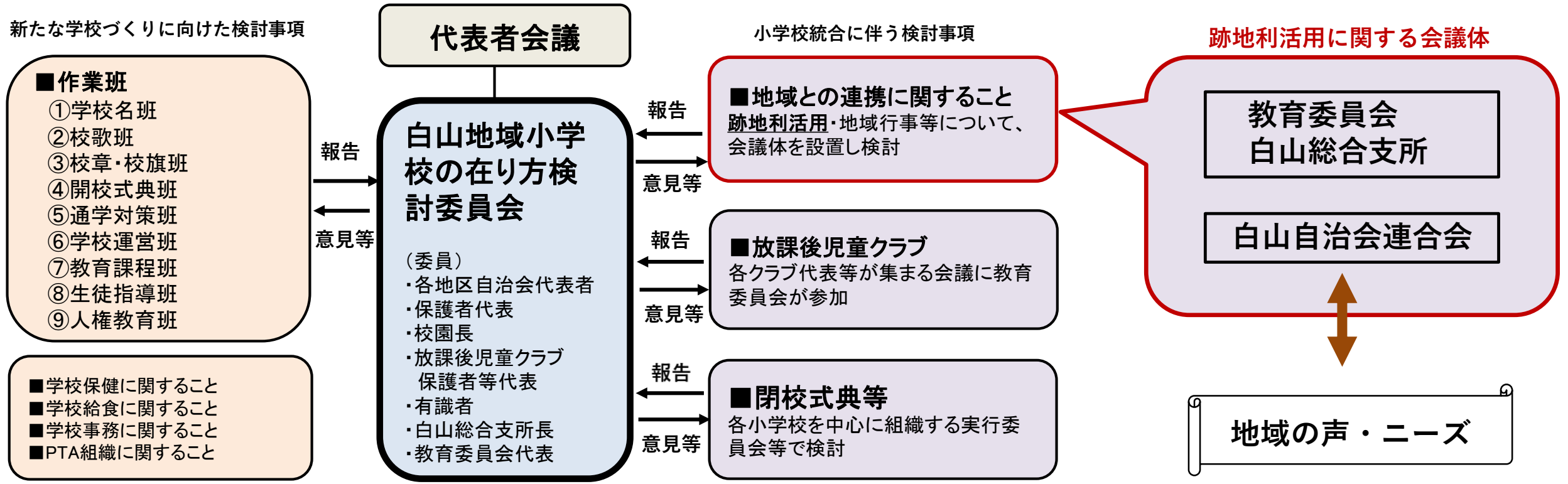
学校保健	学校保健に関すること	学校 (教育研究支援課)																												
学校給食	学校給食に関すること	学校 (教育総務課・教育研究支援課)																												
学校事務	学校事務に関すること																													
PTA組織	PTA組織に関すること	学校・保護者 (生涯学習課)																												



1 統合後廃校となる学校施設の利活用の方向性(案)

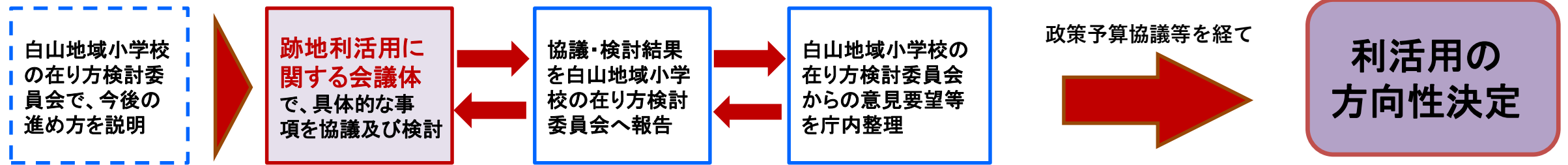
資料7

白山地域小学校の在り方検討委員会体系図



今後の進め方

跡地利活用について、地域の意見等を把握し、白山総合支所地域振興課とも連携して方向性の整理をしていく。



※R11年度に改修の場合、R9年8月までに方向性決定